

議案第1号

平成31年度東三河広域連合一般会計予算

平成31年度東三河広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,136,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成31年2月6日提出

東三河広域連合長 佐原光

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	分担金及び負担金	8,556,793
	1 負担金	8,556,793
2	国庫支出金	130,900
	1 国庫負担金	130,900
3	県支出金	441,587
	1 県負担金	65,450
	2 県補助金	356,463
	3 県交付金	19,674
4	寄附金	1,750
	1 寄附金	1,750
5	繰越金	1
	1 繰越金	1
6	諸収入	5,669
	1 預金利子	300
	2 雑入	5,369
	歳入合計	9,136,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	10,265
	1 議会費	10,265
2	総務費	142,247
	1 総務管理費	136,845
	2 選挙費	84
	3 監査委員費	5,318
3	事業費	8,982,960
	1 税務事業費	80,193
	2 消費生活事業費	76,480
	3 一般旅券事業費	33,146
	4 福祉事業費	8,727,324
	5 都市計画事業費	29,499
	6 広域行政推進事業費	36,318
4	公債費	728
	1 公債費	728
5	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	9,136,700

